

## 道路整備に関する意見書

道路は道民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は道民が長年にわたり熱望してきているところからも、中長期的な視野に立って体系的かつ計画的に推進されるべきものである。

しかしながら、広域分散型社会を形成し、自動車交通への依存度が高い北海道の道路整備は、全国に比べ大きく立ち後れており、特に冬期間の厳しい気象条件などによる交通障害などを解消し、本道における「活力ある地域づくり」や「安全で快適な生活環境づくり」、さらには「観光のくにづくり」を支援する上で、より一層重要となっている。

特に高規格幹線道路ネットワークの形成は、道内の圏域間の交通・連携の強化、地域経済の活性化、高次医療サービスの確保や災害発生時における代替性の強化などを図る上で、そして北海道が自主・自律を目指し、我が国における安定した食料供給基地・観光資源の提供などとして、その役割をしっかりと担っていくための最重要課題である。

昨年末に道路特定財源の見直しに関する具体策が示され、見通しの作業が進められているが、北海道の道路整備の実情を十分に踏まえ、引き続き、道路整備が強力で推進されるよう、次の事項について特段の配慮を強く要望する。

### 記

1. 道路整備を計画的かつ着実に進めるため、受益者負担という道路特定財源制度の趣旨に反することなく、必要な財源を確保すること。
2. 今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画を作成するにあたっては、地域間格差への対応、安全・安心の確保、豊かな生活環境の創造等から、道民の道路整備に対するニーズを幅広くくみ取るとともに、道民の期待に応えるべく、道路整備を計画的かつ着実に推進すること。
3. 高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、現在事業中の区間については、効率的な整備を行うことにより一日も早く供用するとともに、抜本的見直し区間のうち「当面着工しない」とされた区間については、早期に事業化を図ること。

また、利用者の利便性向上を図るため、弾力的な料金設定に努めること。

4. 今後、高齢化する道路ストックが増大することを踏まえ、道路網の安全性及び信頼性が確保されるよう、適時適切な修繕等による効率的な道路ストック管理を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年6月21日

名 寄 市 議 会